

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ

歯科健診査を受けましょう



後期高齢者医療の被保険者の方は、年1回 無料で受診できます。

※治療が必要な場合は、別途費用がかかります。

皆さんの歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態などをチェックし、口腔機能低下による誤嚥性肺炎などを予防するため、歯科健診査を実施します。皆さんのお口の健康状態を知る良い機会となりますので、後期高齢者の特性に合わせた歯科健診を受診しましょう。なお、健診結果は保健指導などに活用しますので、ご了承ください。



歯科健診実施期間

10月1日～令和3年2月28日

受診方法

- ①受診希望の方は、下記までお申込みください。
※昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方および前年度後期高齢者医療の歯科健診を受診した方は、受診券を事前に発送しますので、申込みの必要はありません。
- ※長期入院の方や施設などへ入所中の方は対象外です。
- ②対象者であることを確認した後に、「受診券」、「問診票」、「実施機関一覧表」をお送りします。
- ③一覧表にある歯科医院に電話し、健診の予約をしてください。
- ④次のものを持って、健診を受けてください。(保険証・受診券・問診票・入れ歯・お薬手帳)
- ※重複受診が判明した場合は、健診費用を請求させていただきますので、ご了承ください。

健診結果

受診した歯科医院で、医師より健診当日に説明

「むし歯」、「歯周病」、「噛み合わせ」、「噛む力」などのお口の健康状態が、日々の食生活だけでなく、認知機能の低下や生活習慣病などに影響を及ぼす恐れがあります。

お口の健康チェックで、健やかな体づくりにつなげましょう



「お薬情報のお知らせ」をお届けしています

2つ以上の病院などの医療機関からお薬が出ていると、同じ効果のお薬があるたり、飲み合わせが悪いなどの問題が起こることがあります。

後期高齢者医療被保険者の方で、同じ時期に2つ以上の医療機関を受診し、多くの種類のお薬が出ている方には、「お薬情報のお知らせ」を発送しています。

お知らせが届いた方は、かかりつけの薬局や医療機関に「お知らせ」をお持ちの上ご相談ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112